

平成 26 年 9 月 26 日

各 位

株式会社 みなと銀行

TKC近畿兵庫会との覚書締結及び
「みなとTKCローン」商品内容の一部改定について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、平成 26 年 9 月 26 日（金）、中小企業の経営改善へのサポート体制をより一層強化していくため、TKC近畿兵庫会（会長 稲田 実）との間で「中小企業の経営力強化に向けた取り組みに関する覚書」を締結しましたのでお知らせいたします。

また、同覚書の締結に伴い、既存の「みなとTKCローン」の商品内容を一部改定し、信用保証協会付きでのご利用を可能とした他、適用金利の優遇項目を拡充するなど、よりお客さまの幅広い資金ニーズにお応えしていける内容といたしました。

みなと銀行は、今後も地域の中小企業への円滑な資金供給と経営改善のサポートに積極的に取り組み、地域経済の活性化に貢献して参ります。

記

1. 覚書の概要

覚書の名称	中小企業の経営力強化に向けた取り組みに関する覚書
締結先	TKC 近畿兵庫会
覚書の目的	TKC 近畿兵庫会とみなと銀行は、相互の協力関係を強化し、中小企業の「財務経営力・資金調達力」強化に向けた取り組みに、より一層貢献していくことを目的とする
締結日	平成 26 年 9 月 26 日（金）
連携内容	(1) 当行役職員への「財務経営力・資金調達力」強化に関する研修の開催 (2) 当行取引先企業の「財務経営力・資金調達力」強化に向けた研修会の開催及び「経営相談会」の共催 (3) 定期的・定例的な「協議会」の開催

2. 「みなとTKCローン」の概要（商品内容の改定後）

商品名	みなとTKCローン
対象先	以下の要件を満たす法人のお客さま (1) 法人設立後、3年以上経過していること (2) TKC近畿兵庫会会員である税理士等と顧問契約を締結し、かつ、締結後1年以上経過していること
お借入形態	手形貸付 又は 証書貸付
資金使途	運転資金 又は 設備資金
お借入金額	5,000万円以内（100万円単位）
ご返済方法	元金均等分割返済又は期日一括返済 ※手形貸付の場合、期日一括返済も可
お借入期間	運転資金：最長5年以内 設備資金：最長7年以内
お借入利率	審査結果に応じた当行所定の変動金利 信用保証協会付の場合、別途、保証料が必要となります
金利優遇	以下の条件を充足する場合、該当項目数に応じて当行所定の金利より最大で0.5%を優遇いたします (1) 決算申告確認書（税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面）が添付されているお客さま (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの提出が可能なお客さま (3) 「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」において、月次決算・年次決算の状況の「◎」が合計30個以上あるお客さま
必要書類	(1) 税務申告書3期分 (2) TKC近畿兵庫会会員の紹介状（当行所定の様式） (3) TKC近畿兵庫会会員と顧問契約を結んでから1年経過していることが確認できるもの （顧問契約書の写し、データ処理実績証明書など） (4) 設備資金の場合、見積書など資金使途が確認できるもの ※その他必要に応じた別途書類を依頼する場合があります

本件に関するお問い合わせ先
 企画部 広報室 藤井 TEL:078-333-3247